
水質試験と簡易専用水道検査

水 質 試 験

動 向

水道法に定められる水質検査機関については、平成14年3月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」により、厚生労働大臣指定制から登録制へと変更されることとなった。関係法規の改正を経て平成16年3月31日に施行される予定である。

平成15年5月、厚生労働省は厚生科学審議会の答申を受け水質基準に関する省令を改正した。今回の改正はWHOの水質ガイドラインの改訂に対応するもので、約10年ぶりの大幅な改正であり、平成16年4月から適用される。新水質基準は、臭素酸やクロロ酢酸等の消毒副生成物や異臭原因物質など13項目が追加され全部で50項目となる。農薬および揮発性有機化合物のうち数項目は、これまでの「監視項目」と共に「水質管理目標設定項目」に移行する。今回の改正では、必ず検査すべき項目を基本的な項目に限り、他の項目は各水道事業体の状況に応じて省略することが可能とされている。

結 果

上水試験の実施数は、一般試験3831件、精密試験426件、その他424件であった。このうち127件(2.7%)が水質基準に適合していなかった。検査項目別では、マンガンの不適合率が高く、そのほとんどが井戸水であった。給水管の老朽化が原因の色度、鉄、また大腸菌群、一般細菌の不適合率も高い。トリハロメタンは基準値の10分の1を超えていたものが5割に上った。

その他の水質検査では、プール水試験90件、浴槽水、冷却塔などのレジオネラ属菌1,130件を実施した。排水試験は、ヘキササン抽出物質、金属など計63件を実施した。

簡易専用水道検査

動 向

水道法施行規則では、簡易専用水道検査の強化に伴い、給水栓における水質の検査事項において色度および濁度が追加された。また、水道法の一部改正に伴い、平成16年3月31をもって厚生労働大臣指定の検査機関が、登録機関に変更された。

今後の動向として平成16年度には、従来検査機関が行ってきた各福祉保健センターへの報告は廃止され、今後は特に衛生上問題のある施設に限り、届出者が行うこととなる。

検査実施状況と結果

簡易専用水道の検査対象数は4,463件(前年比72件増加)、検査実施数は3,904件(同9件減少)で実施率は87.5%(同1.6%減少)であった。実施状況を区別に見ると、実施率の最も高い区域は神奈川区の94.3%、逆に低い区域は青葉区の82.4%であった。

検査の結果は、管理A(良好)が3,329件(85.3%)、管理B(要改善)が479件(12.3%)、管理C(速やかに改善)が96件(2.4%)であり、管理C項目では亀裂・漏水が認められた施設、定期清掃未実施などの不備が多く見られた。

一方、小規模受水槽水道検査は186件で、前年度と比較すると7件の減少であり、検査結果は管理Aが157件(84.4%)、管理Bが25件(13.4%)、管理Cが4件(2.2%)であった

関係の集計表は119頁に掲載
